

令和 7 年 7 月 30 日

利 用 者 ・ ご 家 族 各 位

糸満市字真栄里 857 番地
就労支援センター たまん
施 設 長 金 城 幸 範
【 公印省略 】

台風時休業の取り扱いについて

盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、下記のとおり台風時の出退勤について周知致しますので、ご確認のほど宜しくお願い致します。

なお、学校・他施設等とは違う点もありますのでお間違えなさいませよう確認して行動して下さい。

記

臨時休業の措置	1. 利用予定日の午前 7 時 30 分までに発令された暴風警報が、午前 7 時 30 分を過ぎても引き続き解除されないと見込まれる時は、臨時休業にします。 2. 利用予定日の午前 7 時 30 分までに暴風警報が発令されていなくても、台風の接近により数時間内（午前中）には暴風警報が発令されると見込まれる時は、臨時休業にします。 3. 利用予定日の午前中には、暴風警報が発令されないと見込まれる時は、通常どおり出勤とし、暴風警報が発令された時点で臨時休業にします。なお、休業する時間は午後 1 時までには電話連絡で周知します。 4. 利用予定日の午前中に暴風警報が解除された場合、午後 1 時より通常どおり開所致します。（午後 1 時からの場合、食事提供はありません。また、停電等により開所できない場合があります。）
問い合わせについて	1. 台風で休業になるかどうかは、前途の基準を参考にして、各自で判断して行動して下さい。 2. テレビやラジオ等では、「暴風警報により公立学校は臨時休業」と情報が流れますが、暴風警報の中で出勤することはありませんので、「たまんは出勤かも」と問い合わせる必要はありません。 3. 臨時休業かどうか問い合わせる場合、「たまん」職員も安全上休業している場合がありますので、電話に出ないことがあります。その場合は「休業と判断」して構いません。※8 時 00 分頃に電話に出ない場合は休業です。 4. ホームページ閲覧環境がある場合、「たまん」ホームページ上でお知らせしますのでご確認ください。 ※停電等でお知らせできない場合もありますので予めご了承下さい。